

港区立港南中学校PTA規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は港区立港南中学校PTA(以下、港南中学校PTAと称す)と称する。

(設立日)

第1条の2 本会の設立日は、昭和38年5月11日とする。

(所在地)

第1条の3 本会(事務局含む)を港区立港南中学校(以下、港南中学校と称す)東京都港区港南四丁目三番三号に置く。

(目的)

第2条 本会は、学校、家庭、地域社会の連携を促し、生徒の健やかな成長と幸せな未来を育むことを目的とする。

第二章 会員および入退会

(会員)

第3条 本会は保護者と教職員を会員とする任意団体である。

2. (加入および退会)

港南中学校生徒の保護者は港南中学校PTAに加入するものとする。但し退会を希望する者は別に定める「退会届」を提出することによってできるものとする。

第三章 方針および活動

(方針)

第4条 本会は次に定める方針に従って活動する。

- (1) 学校の人事や管理に対する強制力を持たない。
- (2) 特定の政党や宗教との関係を持たない。
- (3) 営利を目的とした活動を行わない。

(活動)

第5条 本会は以下の機能を担う。

- (1) 生徒と学校の関わりを支援する。
 - (2) 家庭と学校の関わりを支援する。
 - (3) 地域社会と学校の関わりを支援する。
2. これらの機能は下記の活動により定義される。
- (1) PTA行事の実施および協力。
 - (2) 活動のための会議の開催とPTA活動内容の周知。
 - (3) PTA会費の適正な管理。
 - (4) 同好会の設置や講演会・講習会などの開催。
 - (5) 校外活動。
 - (6) 広報活動。
 - (7) 他港区立中学校PTAとの連携。
 - (8) その他必要な諸活動。

第四章 組織

第6条 本会には会務運営のために本部と委員会を設置する。

(1) 本部

(2) 委員会

ア 会計監査委員会

イ 卒業対策委員会

ウ 特別委員会

第五章 本部役員および活動

(役職および構成)

第7条 本部は次の役員で構成される。

- (1) 代表役員 4名以上(内教職員1名)
- (2) 総務 3名以上(内教職員1名)
- (3) 会計 3名以上(内教職員1名)

(業務)

第8条 本部役員の業務は次のとおりとする。

(1) 代表役員はそれぞれ本会を代表し、次の業務を行う。

ア 本会の準備・通知を行い、本部並びに関係者との連携を図る。

イ 地域、行政等関係組織との連携を図る。

(2) 総務は次の業務を行う。

ア 本会の定例会だより・総会資料等の作成。

イ 本会の活動に関する記録並びに関係書類・データの保管。

ウ 本会の運営を円滑に行うための各種事務並びに本会が有する備品の管理。

(3) 会計は次の業務を行う。

ア 総会で決定した予算に基づいた収支管理。

イ 決算報告、予算案の作成。

ウ 現金の出納および帳簿の作成を含む経理業務。

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。

(1) 再任はこれを妨げない。

(2) 補欠として就任した本部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(3) 本部役員の兼任は認めない。

(選出)

第10条 本部役員は会員の推薦(自己推薦を含む)を受け、総会の承認を経て選出される。なお、教職員の選出は、学校に一任する。

第六章 会計監査委員会

(会計監査委員会)

第11条 本会の会計を監査するために、会計監査委員を2名置く。

(業務)

第12条 会計監査を中学校の学期ごとに実施し、報告を行う。

(任期)

第13条 委員の任期は1年とする。

(選出)

第14条 委員の選出方法は本部役員選出方法に準ずる。

第七章 卒業対策委員会

(卒業対策委員会)

第15条 卒業対策委員会は、港南中学校を卒業する見込みの生徒の保護者等が、生徒の卒業に伴い実施する各種事業を円滑に進めることを目的とする。

(事業)

第16条 卒業対策委員会は、次の事業を実施する。

- (1) 卒業記念アルバム作成に制作に関する業務
- (2) 卒業を祝う会等に関する事業
- (3) 記念品等の準備に関する事業
- (4) その他卒業にあたり実施する事業

(役員)

第17条 卒業対策委員会の役員は、次のとおりとし、役割等は卒業対策委員会会則に準ずる。

(1) 委員長 1名

(2) 書記 1名以上

(3) 会計 1名以上

(経費)

第18条 卒業対策委員会の事業は、次の経費により実施する。

(1) 会費

(2) 区補助金

(3) その他

第八章 特別委員会

(特別委員会)

第19条 必要のある場合は、定例会の決議により特別委員会を置くことができる。

第九章 会議

(会議)

第20条 本会の会議は次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 定例会

(3) その他必要だと総会、定例会で認められた会議

(総会)

第21条 総会は全会員で構成される本会最高の決定機関であり、次のとおりとする。

(1) 総会は毎年度当初に開催する。

(2) 臨時総会は定例会が必要と認めた場合、もしくは会員の三分の一以上の要求があった場合に開催する。

(総会の決議事項)

第22条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

(1) 港区立港南中学校PTA規約の改定

(2) 本部役員の承認

(3) 会計監査委員の承認

(4) 予算・決算の承認

(5) 重要な会務活動の承認

(6) 定例会で決定できない重要な事項

(総会の決議)

第23条 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得て成立する。

(定例会)

第24条 定例会は総会に次ぐ議決機関であり、代表役員の招集によって開催される。

2. 定例会は会員に公開される。

(定例会の構成)

第25条 定例会の構成は次のとおりとする。

(1) 本部役員

(2) 会計監査委員

2. 議決権は本部役員が持つ。

3. 本部役員が議案の利害関係者となる場合、当該本部役員の議決権はないものとする。

(定例会の審議、執行事項)

第26条 定例会は、総会に提出する議案の審議調整、総会の決議に基づく会務執行を行う。

(定例会の決議)

第27条 定例会の決議は定例会議決権を持つ者の出席者の過半数を以て承認される。

第十章 会計

(収入)

第28条 本会の経費は、会費、その他の収入による。(資産の使途)

第29条 本会の資産は第2条の目的以外のことには使用してはならない。

(会費)

第30条 本会の会費は、一世帯につき規定の額を徴収する。ただし、やむを得ない事情があり、会費の徴収が困難な場合には、本部はその旨を定例会に報告し、定例会ではその減免措置などについて協議し、決定する。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第32条 予算は本部が原案を作成し、総会で報告され、承認を得なければならない。

(決算)

第33条 決算は総会で報告され、承認を得なければならない。

(規定)

第34条 第28条から第33条に定めるもののほか、会計に関する必要な事項は、港区立港南中学校PTA会計規程で定める。

第十一章 雜則

(校長)

第35条 校長は本会が開催する全ての活動に出席して意見を述べることができるが、議決権を持たない。

(顧問)

第36条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は本部役員経験者の中から定例会の指名により候補とする。

3. 顧問は本人の同意を得た上で、総会で承認される。

4. 本会が開催するすべての活動に出席して意見を述べることができる。

5. 本会の決議事項における議決権を持たない。

(相談役)

第37条 本会に相談役を置くことができる。

2. 相談役は顧問の中から定例会の指名により選出される。

3. 若干名とする。

4. 本会の決議事項における議決権を持たない。

5. 代表役員の指示により、本会の業務を支援する。

6. 任期は本部役員の任期に準ずる。

(慶弔規定)

第38条 本会の慶弔規程は別に定める。

附則

(改正経過)

昭和38年5月11日 制定

昭和43年4月27日 一部改正

昭和45年4月25日 一部改正

昭和49年4月27日 一部改正

昭和51年3月23日 一部改正

昭和59年4月28日 一部改正

昭和60年4月27日 一部改正

昭和63年4月30日 一部改正

平成3年4月27日 一部改正

平成11年4月17日 一部改正

平成21年4月25日 一部改正

平成30年2月17日 一部改正

令和3年5月8日 一部改正

令和4年5月7日 一部改正

令和6年4月30日 一部改正

令和7年4月30日 一部改正

個人情報取扱規程

第1条(目的)

本規程は、港区立港南中学校PTA(以下、「当会」という。)が、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下、「法」という。)並びにその関連政令、規則及びガイドラインに基づき、当会の取り扱う個人データの適正な取扱いを確保するために定めるものである。

第2条(定義)

- 1 本規程において、「個人情報」とは、港区立港南中学校に在籍する生徒及びその保護者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。
- 2 本規程において、「個人情報データベース」とは、個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものをいう。
- 3 本規程において、「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

第3条(適正な取得)

当会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得してはならない。

第4条(利用目的の特定等)

- 1 当会は、個人情報を取り扱うにあたり、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 当会は、法に定める場合を除き、前項により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 当会は、保有する個人データの利用目的及びその取扱いに関する連絡窓口につき、入学時に手紙にて配布する。

第5条(第三者提供の制限)

当会は、法に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

第6条(正確性の確保)

当会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

第7条(訂正等)

当会は、当該個人データにより識別特定される本人から、当会が保有する個人データの訂正、追加、削除又は利用停止に係る請求を受けた場合には、その請求に従った処理を行う。

第8条(漏えい等への対応)

当会は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の発生又は兆候を把握した場合、以下の対応を行う。

- 1 影響範囲の特定
- 2 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- 3 被害の拡大の防止
- 4 事実関係の調査及び原因の究明
- 5 再発防止策の検討及び実施

第9条(個人データ管理責任者)

- 1 当会は、会長が指名する本部役員をして、当会の個人データの管理に関する責任を担う者(以下、「個人データ管理責任者」という。)とする。
- 2 個人データ管理責任者は、個人情報データベースの利用、訂正、削除の状況について定期的に確認を行うほか、個人データを保護するために必要な業務を行う。

第10条(個人データ取扱者)

- 1 当会は、個人データへの不正なアクセスを防止するため、個人データを取り扱うことのできる者(以下、「個人データ取扱者」という。)を限定し、ユーザーIDとパスワードによる認証機能により、個人データ取扱者を識別・認証する。
- 2 個人データ取扱者は、個人データの保護に十分な注意を払ってその業務を行う。

- 3 個人データ取扱者は、メールにより個人データの含まれるファイルを送信する場合には、当該ファイルへのパスワードを設定する。
- 4 個人データ取扱者は、個人データが記録された電子媒体又は書類を持ち運ぶ場合、パスワードを設定する、封筒に封入し鞄に入れて搬送する等、紛失・盗難を防ぐための安全な方策を講ずる。

第11条(研修)

個人データ管理責任者は、個人データ取扱者に本規程を遵守させるための研修を企画・運営し、個人データ取扱者は、その研修を受けなければならない。

附則

本規程は、平成29年6月1日から施行する。